## 平成 2' 年度機構・定員審査に当たっての 政策評価結果活用状況

総務省行政管理局

府省名:内閣府

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:公益法人制度改革等

政策目標:公益法人制度改革を着実に推進するとともに、新制度への移行を円滑に行い、もって改革の目的である「民による公益の増進」を実現する。

政策の概要:平成20年12月1日に新しい公益法人制度が施行されて以降、全国の移行認定・移行認可・公益認定申請は平成20年度97件、平成21年度565件となっており、今 後も申請の増加が予想される。また、平成22年6月末までに406件の公益認定等に係る処分(新規法人認定)を実施しており、今後は、公益法人及び特例民法法人から移行した 一般法人に対する監督業務を本格的に適時・適切に実施していく必要がある。

要求内容

現在の審査監督官の担務は、①移行認定・認可の審査及び監督、②公益認定の審査、③公益法人等(公 益社団・財団法人及び移行法人)の監督の総括としており、このうち、今回の要求対象である②担当の 審査監督官は充て職となっている。今後、審査に当たっては、申請件数の大幅な増加が見込まれるとと もに、審査の迅速化が求められる。加えて、認定した公益法人の監督(立入検査等)業務が開始してお り、監督件数は、公益法人の数に応じて増えていくこととなる。その結果、現在、兼務している審査監 督官の移行認定等に係る審査・監督の業務量が増加し、当該審査・監督業務の処理のみで手一杯になる。 そのため、当該業務を担当する審査監督官の兼務を解消し、公益認定申請に係る審査・監督業務の円滑 な遂行を確保する必要があることから、充て職として設置されている審査監督官(7人)のうち1人の 専任化を要求するもの。

要求内容に対する説明	定量的指標等

必要性

定員要求

の

公益認定を受けた法人は、法人税の公益目的事業が非課税になる(収益□○認定申請件数の推移 事業は課税)など、審査の成否は法人の業務運営に大きな影響を与えるた!○認定法人数の推移 め、個別案件の処理では法人への説明や公益認定等委員会運営のサポー ト、また、認定法人の監督は管理職が責任を持って対応する必要がある。

## 効率性

当初、既存公益法人からの移行に係る審査及び監督業務の増加が予想さ れ、これについては各府省からの併任で対応することとし、監督総括の審 査監督官1人(専任)の他は審査監督官6人を併任で配置して移行審査及 び移行後の監督に対応してきた(移行期間は25年11月まで)。

## 有効性

新制度施行から2年以上が経過し、認定申請件数が大幅増加、「新しい 公共円卓会議」における1法人にかかる審査機関の短縮(実績6か月を4 か月に)の要請、認定法人の増加に伴う監督業務の増加への対応策として、 従来充て職で対応してきた新設認定・監督業務担当の審査監督官の専任化 は極めて有効である。

審査結果

公益認定等委員会事務局審査監 │○1法人にかかる申請から処 督官(1)(充て職)の専任化を認め

#### (理由)

件数の増加が見込まれる一方、「新 しい公共円卓会議」において、1 法人にかかる申請から処分までの 期間を平均4か月(実績6か月) とすることを目指すこととされて いる。また、認定した法人数の増 加に伴い、監督業務も本格化する。 新設認定・監督業務について、 これ以上併任で対応することは困 難であることから、これを解消す るため、審査監督官の専任化の必 要性及び緊急性は認められる。

事後的に客観的な評価・検証を 行うための評価指標、着眼点そ の他の評価手法

分までの平均期間の状況

○認定法人の監督件数の推移

審査業務については今後も申請

府省名:公正取引委員会

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:公正な取引慣行の推進

下請法違反行為に対する措置

政策目標:下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速(処理期間6か月以内を目途)かつ的確に対処し、これらを排除することにより、下請 取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護する。

政策の概要:書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要 な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。

## 要求内容

下請法による取締り体制の強化・拡充のため、経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に

下請取引検査官9人を増員する。

#### 要求内容に対する説明

## 必要性

政策評価結果

反

下請事業者の利益を保護し下請取引の公正化を図るた めには、親事業者による下請事業者に対する不当に不利益 を与える下請法違反行為に迅速かつ的確に対処する必要 があるところ, 現下の経済環境もあって下請取引の公正化 のニーズは以前にもまして増大の一途をたどっているこ とから、引き続きより多くの事案処理を迅速に進めていく 必要がある。

## 効率性

前記のとおり、下請法違反行為に対しては迅速かつ的確 に対処する必要があるところ、事件内容の複雑化・多様化 に伴い事件処理日数は長期化しており, 特に勧告事件につ いては15件中13件について目標処理期間(6か月)内 に処理を行うことができなかった。

## 有効性

平成21年度においては15件の勧告及び3590件 の指導を行っているところ, 勧告後の親事業者による下請 法遵守のための取組状況、勧告事件の公表による社会的認 知度の向上、措置によって直接保護された下請事業者の利 益等にかんがみれば、下請法違反事件処理は、下請事業者 の利益を保護し,下請取引の公正化を図るという目標に対 して有効であったといえる。

定量的指標等 ○ 下請法違反事件処理件数(件)

	勧告	指導
19 年度	13 件	2,740件
20 年度	15 件	2,949件
21 年度	15 件	3, 590件

下請代金の遅延利息の支払状況 及び減額分の返還状況(万円)

	利息	減額
19 年度	7, 244	108, 804
20 年度	23, 481	295, 133
21 年度	10, 790	48, 116

	日数	件数
19 年度	293 日	13 件
20 年度	218 日	15 件
21 年度	278 日	15 件

## 審査結果

の評価手法

下請取引の公正化の重要性に 鑑み、勧告事案を適切に処理しな がら、指導を並行して処理するた め、下請取引検査官6人の増員を

認める。

うための評価指標、着眼点その他

事後的に客観的な評価・検証を行

23 年度以降の下請法違反事件 の処理件数

○ 勧告事件の平均事件処理日数

府省名:警察庁

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:組織犯罪対策の強化

政策目標:犯罪収益対策の推進

政策の概要:犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これを移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与える ものであること及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯 罪組織の取締りを一層推進するとともに、犯罪による収益の移転を防止し、これをはく奪する。

## 要求内容

現状、不動産業、金融・証券市場等への進出など、一般の経済活動・企業活動を装う形のもの が現れているが、新たな資金活動(複雑・不透明、短期間で巨額の資金を獲得など)を放置すれ ば、反社会的勢力の組織の強化を招くことが懸念されており、FIU対策として、捜査情報の選 別・ランク付けを行うこと、疑わしい取引に関する情報の分析の高度化を図ること(都道府県か らのニーズへの対応) など、全国統一的な視点から取組を推進することが喫緊の課題となってお り、FIUの体制の増強を図るため、係長9人(警察官)の増員を要求する。

・ (定員) 分析の高度化のための増 9人

#### 要求内容に対する説明

## 必要性

業績指標①及び②は達成しており、業績指標③もおおむ! 疑わしい取引の届出件数 ね達成していることから、業績目標である「犯罪収益対策… (達成目標:疑わしい取引の届出 の推進」はおおむね達成したと認められる。しかしながら、: 件数を増加させる。) 暴力団などの犯罪組織が蓄えた犯罪収益は、新たな犯罪の ための運転資金や武器の調達等のための費用等に充てら れ、犯罪組織を維持・強化するとともに、組織的な犯罪を 助長していることから、犯罪組織を弱体化・壊滅するため に、疑わしい取引に関する情報、組織的犯罪処罰法及び麻 薬特例法を活用して犯罪収益のはく奪を一層推進していく ために、一層の体制整備が必要である。

## 効率性

効率性の具体的な説明はない。

※ 審査においては、F I U機能の強化のため、平成22 | 数を増加させる。) 年度は11人の増員が認められたところ、その趣旨を踏まえ、

## 定量的指標等 業績指標①

#### <測定結果>

#### 届出件数

19年 158,041件

20年 235, 260件

21年 272, 325件

## 業績指標②

疑わしい取引に関する情報を端緒 とした事件検挙件数

(達成目標:疑わしい取引に関す る情報を端緒とした事件検挙件 <測定結果>

## 審査結果

評価書においては、施策のこれ まで実現された政策効果を具体 | 疑わしい取引の届出件数 の政策への反映の方向性」では、 振り込め詐欺対策に必要な資機 材及び体制整備を進めることと されている。

この評価結果を踏まえつつ、警 | (達成目標:疑わしい取引に関す 察庁からヒアリングを実施した。 その結果、これまでの増員措置等 | 数を増加させる。) については、政策効果発現に寄与 しているものと考えられ、要求の あった増員は、警察庁の政策目標 効性も見込まれるものと判断し

したがって、次の通り、増員を 認めることとした。

分析の高度化のための増 9人 | (4年後見直し)

事後的に客観的な評価・検証を行 うための評価指標、着眼点その他 の評価手法

## **業績指標①**

件数を増加させる。)

## 業績指標②

疑わしい取引に関する情報を端 緒とした事件検挙件数

る情報を端緒とした事件検挙件

## 業績指標③

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例 法の適用件数及び起訴前の没収 達成のために必要であり、その有 【保全命令による没収保全額(達成 目標:組織的犯罪処罰法(第9条、 第10条、第11条、第23条)及び麻 薬特例法(第5条、第6条、第7 条、第19条第3項)の適用件数及 び没収保全額を増加させる。)

## 業績指標④

外国FIUとのMOU締結件数 (達成目標::外国FIUとのM

定員要求 反 外国FIUとの緊密な連携を図りながら、犯罪による収益 の移転防止に関する法律の規定に基づき届け出られた疑わ しい取引に関する情報について、迅速かつ的確な分析を行 う能力の強化を図り、より一層効果的な施策を実施してい くこととする旨の記載があるため、限られた行政資源を有 効活用しているものと判断した。

## 有効性

業績指標①、②は達成しており、業績指標③もおおむね 達成していることから、業績目標である「犯罪収益対策の 推進」はおおむね達成したと認められ、体制整備による有 9条、第10条、第11条、第23条) 効性は認められる。

#### 検挙した事件数

19年 99人

20年 175人

21年 337人

## 業績指標③

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法 の適用件数及び起訴前

の没収保全命令による没収保全額 (達成目標:組織的犯罪処罰法(第 及び麻薬特例法(第5条、第6条、 第7条、第19条第3項)の適用件 数及び没収保全額を増加させる。) <測定結果>

○組織的犯罪処罰法第9条(経営支 配)、第10条(隠匿)及び第11 条 (収受) の適用件数

16~20年(平均) 21年

第 9条 0件

172件 第10条 95件

第11条 35件

54件

0件

○麻薬特例法第5条、第6条及び第7 条の適用件数

16~20年(平均) 21年

第 5条 44件 35件

第 6条 6件

第 7条 2件

5件 5件

○起訴前の没収保全命令による没 収保全額

・組織犯罪処罰法第23条に基づ く没収保全額

16~20年(平均) 242, 550, 972円 270, 188, 760円

・麻薬特例法第19条に基づく起

OUの締結件数を増加させる。)

	訴前の没収保全額	·.
l	16~20年(平均)47, 774, 004円	
	21年 29, 215, 674円	
	業績指標④	
	外国FIUとのMOU締結件数	
	(達成目標::外国FIUとのM	·
	○○の締結件数を増加させる。)	
	< <b>測定結果</b> >	
	MOUの取締り件数	
	19~20年(平均)4件	
	21年 3件	

府省名:金融庁

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:金融機能の安定の確保

政策目標:金融機関が健全に運営されていること

政策の概要:金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施/金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実

施

策評価結果の

定員要求

## 要求内容

大規模で複雑な業務を行っている金融機関について、金融機関との間で継続的なコミュニケーションを行いつつ、 効率的かつフォワード・ルッキングな検査監督を行い、金融機関の経営の改善に資するため、監督局銀行第一課銀 行モニタリング統括官及び同局保険課保険モニタリング統括官を要求(検査局総務課統括検査官(2)の振替)

#### <政策評価結果との関係>

21 事務年度の実績評価において、今後の課題として、検査部局及び監督部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ 適切な連携を図りながら、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせ、一層効率的な モニタリングを実施していくことが必要であるとしている。

#### 要求内容に対する説明、定量的指標等

## 必要性

- ・ グローバルな金融市場の混乱により、株式市場等の大幅な変動や実体経済の悪化など、金融機関を取り巻く様々 課及び保険課にそれ なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する必要が高まっている。 ぞれ統括モニタリン
- ・ 具体的には、金融機関の財務会計情報やリスク情報等の蓄積・分析及び市場動向の把握に努めるとともに、定 が管理官(1)の振期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営状況の把握等に努め、内部管理態勢の確立等、 替新設を認めること 経営の健全性及び業務の適切性の確保に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促していく必要がある。 とした。
- 特に、世界的な金融市場の混乱等を踏まえ、大規模で複雑な業務を行う金融機関については、財務の健全性、 リスク管理をより詳細にモニターしていく要請が国際的にも高まっている。

## 効率性

- ・ オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることなどにより、効率的なモニタリングを実施することで、金融機関の健全かつ適切な運営の確保に資する。
- ・ なお、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで行うことで、監督部局及び金融機関に おいて事務の効率化や利便性の向上を図っている。

## 有効性

- 検査・監督の両部局間において金融機関の決算状況や検査計画等について意見交換を行い、オンサイトとオフサイトの効率的なモニタリングを実施するための問題意識の共有等を行っている。
- 大規模で複雑な業務を行う金融機関に対し、オン・オフー体となった検査・監督を実現することで、金融機関との間での継続的なコミュニケーションのもと、金融機関の経営改善に資する。

## 審査結果

金融機のカッドを変している。というでは、一様ないのでは、一様

## 事後的に客観的な評価・検 証を行うための評価指標、 着眼点その他の評価手法

- ・ 大規模かつ複雑な業務 を行っている金融機関 に対する財務データの 収集・分析の状況、ヒア リングの実施状況
- 大規模かつ複雑な業務 を行っている金融機関 に対する検査の実施状 況
- ・ オン・オフー体の検査 監督を進めることによる効率的かつフォワード・ルッキングな検査監督の実現の状況を質・量の面から総合的に検証

府省名:消費者庁

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:消費者の安全確保のための施策の推進

政策目標:消費者安全法(生命・身体分野に関するものに限る)、消費生活用製品安全法に基づき消費者庁に寄せられた情報の適時適切な公表、家庭用品の品質に関する表示の適正 化を通じ、消費者の安全・安心の確保に努める。また、関係行政機関の事故情報を一元化する「事故情報データバンク」を関係機関内で運用開始し、事故情報解析の情報基盤を構 築する。

政策の概要:「重大事故等」を知った関係行政機関等に対し、消費者庁へ通知を義務付ける消費者安全法が施行されたほか、消費生活用製品安全法の重大製品事故情報報告・公表制度が消費者庁に移管され、消費者庁において、消費者安全法の「重大事故等」、消費生活用製品安全法の「重大製品事故」について、毎週定期的に件数、事故概要等を公表している。また、事故情報データバンクは、生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関等から一元的に集約して提供するシステムであり、事故の再発・拡大の防止に資する環境整備の一環として整備されたものであり、国民の方々はインターネットから事故情報を自由に閲覧・検索することができる。

## 要求内容

Ó

定員要求

消費者安全法の重大事故等の情報が平成21年度に318件通知され、その他にもPIO-NET(地方自治体の消費生活センターでの相談)の情報などが寄せられていたが、原因究明に取り組むことが出来た事案は多くなく、外部専門機関を利活用した原因究明は6件にとどまる。また、消費者庁に収集される事故情報のうち、緊急重大なものについては、原因究明して再発防止策を行ってきていたが、専門機関に頼り、担当者が現地の状況を把握できず、十分な資料作成ができていなかった。このため、消費者事故情報の情報解析、事故情報から抽出した要注意事案の原因究明、重大事故等の現地調査等を行う要員の増員を要求するもの。

## 必要性

21 年度(7か月)の状況を見ると、消費者安全法に係る重大事故のうち、18 件については消費者庁が原因究明に取り組むべき事案であるが、対応できたのは2件にとどまり、重大事故以外でも消費者庁が対応すべき案件は11 件程度であるが、原因究明が行えたのは4件にとどまっているため、これらの原因究明等のための体制整備が必要である。

要求内容に対する説明

## 効率性

当該体制整備により、重大事故等の原因究明が進んで再発防止策を講じることができれば、より効率的に消費者の安全 を確保することができると考えられる。

## 有効性

消費者の安全確保のため、消費者事故情報の情報解析、事故情報から抽出した要注意事案の原因究明、重大事故等についての現地調査等を行うための体制を整備することは極めて有効である。

#### 定量的指標等

〇消費者安全法に係る重大 事故のうち消費者庁が原 因究明に取り組むべき事 案の数及び実際に対応で きた数の推移

#### 審査結果

## 〇8人の増員及び5人の振替増員を認める。

#### (理由)

(結論)

生命身体事案のうち再発防止のため特に緊急性のある事案については、専門のチームにより迅速に原因究明、再発防止に取り組む必要があることから、緊急に対応が必要な生命身体事案について、事故情報受付・原因究明(現地調査、専門機関によるテスト、専門家によるタスクフォースの助言を受けながら原因究明)、再発防止(事業者への勧告・命令、公表等)まで一貫して対応する体制整備の必要性及び緊急性は認められる。

事後的に客観的な評価・検 証を行うための評価指標、 着眼点その他の評価手法

〇消費者安全法に係る重大 事故及び消費生活用製品 安全法に係る重大製品事 故のうち消費者庁が原因 究明に取り組むべき事案 の数及び実際に対応でき た数の推移 府省名:総務省

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:行政評価等による行政制度・運営の改善

政策目標:政策評価の推進、行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年金記録に関するあっせん等の実施により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。特に 20〜21 年度の 間は、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図るとともに、年金記録に関するあっせん等の実施について、国民の立場に立って、公平な判断を示し、国民の正当な権利の実現等を 図る。

政策の概要:総務省は、①各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価を推進、②府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するため の評価(統一性・総合性確保評価)、③各府省の政策評価の客観的・厳格な実施を担保するための評価活動(客観性担保評価活動)を実施。

各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を 行う行政相談業務により、行政の制度・運営の見直し、改善を推進。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復すること を目的として、あっせん等を実施。

事後的に変観的

## 英女内宏

	要來內容			争伎的に各旣的
	年金記録の確認の迅速な処理が引き続き求められている状況の下で、貧	第三者委員会事務室の定員		な評価・検証を
政	を減少させることは困難であり、また、今後も継続した申立てが予想され	れることから、22 年度末を	審査結果	行うための評価
策評	見直し期限とされている以下の定員について、見直し期限の解除を要求す	する。		指標、着眼点そ
策評価結果	(20 年度增員事項) 管区行政評価局 24 人			の他の評価手法
	(21 年度增員事項)行政評価局:6人、管区行政評価局:12 人		(結論)	
の機	(21 年度振替事項)(ともに厚生労働省から)行政評価局:35人、管区行	f政評価局等 217 <b>人</b>	見直し解除は認めない。ただし、見直し期限の1年間	〇新規受付件数
構	(22 年度増員事項) 管区行政評価局等 6人		延長を認める。	〇未処理事案の
定	要求内容に対する説明	定量的指標等		件数
定員要求	必要性		(理由)	〇事案処理期間
	 年金記録に関するあっせん等の実施は、同様の役割を果たし得る機関	〇申立ての受付件数	年金記録第三者委員会業務については、平成 22 年 8	
<b>^</b> €	が他にないこと、平成 21 年度に約6万件の申立てを受け付けているこ	〇年金記録の訂正に至っ	月現在、18 万件の申立て中 15 万件について処理を終え	
反映	と等を鑑みれば、必要不可欠である。	た件数	たが、22 年度末でも大都市部を中心に2万件以上未処理	
<b>У</b>	効率性	〇事案処理期間	件数が発生する見込みとなっている。現在の処理能力は	
	年金記録に関するあっせん等の実施については、平成 21 年度事案処		月 5, 000 件程度、新規受付が月 4, 000 件程度となってい	
	理件数約 5.8 万件のうち、約 2.8 万件を年金記録訂正につなげるなど、		るが、今後の新規受付推測等を踏まえると、引き続き迅	
	国民の正当な権利の実現を図っており、有効である。		速な事案処理を進めるためには大幅な体制縮小は不可	
	有効性		能であると考えられる。	
	「平成 20 年度に年金受給者(無年金者を含む。)から申し立てられた		このため、引き続き業務量の推移を見守る必要がある	
	事案は、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終える。」との目標を達成。		ことから、見直しの解除は認めないこととするものの、	
	事案処理期間 (全国平均) を約8か月 (H21.4時点) から約6か月 (H22.3		見直し期限を1年間延長し、平成 24 年度査定において	
	時点)へ約2か月短縮するなど、効率性の向上が認められる。		再度検討することとした。	

府省名:法務省

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:出入国の公正な管理

政策目標:不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が 国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。

達成目標1:不法滞在者等を生まない社会の構築を図るための施策を講ずる。 達成目標2:円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。

政策の概要:外国人入国者の利便性にも配慮しつつ、事前旅客情報システム(APIS)等により得られた情報の活用や偽変造文書鑑識の一層の充実強化により、更なる厳格 な出入国審査を実施する。また、在留資格認定証明書申請に係る審査について、様々な情報を活用し厳格な審査を行うことにより、偽装滞在を目的とする者等の入国を阻止 する。さらに、不法滞在者の地方分散化、居住・稼働先の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化 を図ることなどにより、不法滞在者の摘発を強化する。

出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、APISの運用の他、セカンダリ審査(二次的審査)の実施、日本人・外国人審査ブースの振分 けの見直し等による入国審査官の機動的配置、外国人用に審査待ち時間を表示、出入国カードの多言語化等の取組を推進する。

## 要求内容

評

定員要求

円滑な出入国審査及び不法入国者の水際対策等を実施するため地方入国管理局に以下のとお り増員を要求する。(計190人)

- ① 出入国審査業務の充実強化に伴う増(113人)
- ② 在留管理業務の充実強化に伴う増(61人)
- ③ 難民調査業務の充実強化に伴う増(16人)

## 要求内容に対する説明

## 必要性

強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため、不法 滞在事犯の取締り(摘発・収容・送還)の強化に必要な経 費・要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制 強化を進める必要がある。

## 効率性

外国人との共生社会実現への貢献及び我が国社会の安全 と秩序を維持するため、厳格かつ迅速な出入国審査や不法 滞在者の摘発体制の強化等の様々な施策を駆使することに より、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努め

## 定量的指標等

指標1:平成20年末における我が

国における不法滞在者数(目標

值等:12.5万人以下)

(参考)

※ 不法残留者数

(各年1月1日現在)

平成17年:207.299人

平成18年:193,745人 平成19年:170,839人

平成 20 年:149,785 人

## 審査結果

評価書においては、施策のこれ 1 までに実現された政策効果を具 体的に説明しており、「評価結果 として、達成目標1については、 「新たな在留管理制度の導入に 向けた取組及び不法滞在者等対 策を引き続き着実に進めていく ことで、不法滞在者等を生まない 社会の構築及び共生社会の実現 に向けて取り組んでいく予定で ある。」、達成目標2については、 「待ち時間の短縮に有効と考え られるAPIS、セカンダリ審査 等の効率的な実施、自動化ゲート

事後的に客観的な評価・検証を行 うための評価指標、着眼点その他 の評価手法

指標1:不法残留者数の推移(目 標値等:不法残留者の新規 発生抑制)

の今後の政策への反映の方向性」 指標2:空港での審査に要する最 長待ち時間(目標値等:20

分以下)

ているところである。

## 有効性

<指標1>

## ア 摘発体制の強化等

不法滞在者の稼働地域が東京都以外の地域へと拡散している状況の下、東京入国管理局横浜支局が管轄する神奈川県において、不法就労に従事する不法滞在者の割合が上昇している背景があるところ、同局の新庁舎への移転に伴い収容定員が50人から200人に拡充された。

これにより、これまで以上に積極的な摘発活動の展開が可能となったことなどを受け、増加が見込まれる退去強制手続を、より一層、適切かつ効果的に遂行するため、入国警備官60人及び入国審査官5人を増配置し、同局管内における摘発等の退去強制手続体制の強化を図った。

また、東京入国管理局において、閉庁日における不法 滞在者に係る情報の電話での受付を継続して行ってい る。

これらの措置を踏まえ、法違反者の取締りに強力に取り組んだ結果、平成21年中に退去強制手続を執った外国人は、3万2,661人に上った。

#### イ 水際対策の強化

不法滞在を目的とする者を入らせないための方策として、不法在留発生状況に関する綿密な分析、偽変造文書 鑑識機器の活用などの水際対策を強化した。

また、平成21年10月、東京入国管理局新潟出張所及び福岡入国管理局に入国警備官計12人を増配置の上、専従の入国警備官からなる機動班を配置し、船舶による不法入国者対策を実施している。

そのほか、平成18年度から、偽変造文書等を行使し、 我が国への入国を企図する者を、海外において発見阻止 するための水際対策として、1名のリエゾンオフィサー (連絡渉外官)をタイに派遣している。

なお、平成21年中に我が国への上陸を拒否された外国 人の数は4,780人となっている。 平成 21 年:113,072 人

#### ※「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が 許可された外国人のうち、許可され た在留期間が経過した後も在留期間 更新等の許可を受けずに我が国に滞 在している者の数のことであり、入 国管理局において把握している。な お、不法滞在者数はこれに不法入国 者数(推定値)を加えたものとなる。

指標2:空港での審査に要する 最長待ち時間(目標値等:20 分以下)(別添表参照)

の積極的な利用の促進を推進し ていくこととする。また、出入国 カードの正確な記入等について、 入国審査手続案内要員である審 査ブースコンシェルジュの配置 の拡大や, 航空会社等への周知を 徹底することとしている。さら に、上陸審査場が著しく混雑する 成田空港第2ターミナルを始め として主要空港の上陸審査上に おいて、日本人・外国人審査ブー スの振分けの見直し等による入 国審査官の機動的配置が最適で あるかについて更に検証し、その 上で入国審査の待ち時間を短縮 するために一層の機動的な運用 を図っていく予定である。」とし ている。

この評価結果を踏まえつつ、法 務省からヒアリングを実施した。 その結果、これまでの増員措置等 については、政策効果発現に寄与 しているものと考えられ、要求の あった増員は、法務省の政策目標 達成のために必要であり、その有 効性も見込まれるものと判断し た。

したがって、円滑な出入国審査 及び不法入国者の水際対策等を 実施するため本年度必要な人員 (在留管理業務体制の見直しを 含む。)として、以下のとおり増 員を認めることとした。(計 167 人)

① 出入国審査業務の充実強化

### ウ 有効性

以上のとおり、総合的な不法滞在者対策を強力に推進した結果、平成22年1月1日現在の本邦における不法残留者数は9万1,778人で、前年同期と比較して2万1,294人(18.8パーセント)の減少となった。また、偽装滞在者の在留資格取消しの状況を見ると、平成17年には46件であったものが、平成21年には157件まで増加している。

#### <指標2>

## ア 審査待ち時間の短縮

審査要員として増員措置講じると共に事前旅客情報システム(APIS)※1を運用し、平成21年度においては、財務省関税局を始めとする関係省庁との府省共通ポータル化を実現した。セカンダリ審査(二次的審査)※2や自動化ゲートの設置を成田空港、関西空港及び中部空港において実施した。

#### イ 有効性

以上のような措置を講じた結果、成田及び中部国際空港等の主要4空港(成田、羽田、中部及び関西空港)の中で、中部空港では目標値である最長待ち時間を年平均で20分以下とすることができ、また、成田でも12か月中、5か月では目標を達成しており、審査待ち時間短縮に向けた様々な施策の効果が現れたといえる。

に伴う増(113人)

- ② 在留管理業務の充実強化に 伴う増(38人)
- ③ 難民調査業務の充実強化に 伴う増(16人)
- ※1 航空会社が搭乗手続の際に取得した旅客の身分事項等に関する情報を電子データの形で提供を受け、各省庁が保有する要注意人物に係るデータベースと自動的に照合することにより、航空機が我が国へ到着する前に要注意人物が搭乗しているかどうかを判別することを可能にするシステム
- ※2 上陸審査ブースでは、明らかに上陸 条件に適合する外国人に対してのみ上 陸許可を与え、入国目的等に疑義が持 たれる外国人については、別途の場所 において、上陸条件の適合性について 改めて慎重な審査を実施するもの

府省名:外務省

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:東アジアにおける地域協力の強化

政策目標:東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること。

政策の概要:日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である。豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、二国間関係に加え、多国間の様々な地域協力枠組みを通じ、地域 共通の課題に取り組んでいくことが必要。日本は「東アジア共同体」構想を長期的ビジョンとして掲げ,東アジア首脳会議(EAS)や ASEAN+3 等既存の枠組みを重層的かつ 柔軟に活用して、開放的で透明性の高い地域協力を推進していく。

## 要求内容

- ○東南アジア諸国連合日本政府代表部(ASEAN 代表部)の新設
- OASEAN 代表部の新設に伴い、政治・安全保障担当官、日 ASEAN 協力担当官、経済担当官及び社 会・文化担当官の新設(うち2名は在インドネシア大からの振替)

## 要求内容に対する説明

## 必要性

ASEANは、我が国の貿易・海上交通路として、地政学的 14%を占め、東アジア地域におけ に重要な地域に位置するとともに、アジア大洋州地域の地 域協力の主要なプレーヤーであり、我が国にとって、中国、! 計で約16.2 兆円、東アジアにおけ 米国に次ぐ貿易相手国。したがって、重要な地域・国際問しる投資額の約34%)。 題での ASEAN の政策形成や経済的な共通制度作り等に関す!・我が国を取り巻く国際環境の安 る情報をいち早く入手し、我が国の立場を適時にインプット定化のためにも、日本は従来の二 トしていく必要がある。

## 効率性

近年、特に 2008 年の ASEAN 憲章の発効を契機として増加しくべき。今後,さらに首脳・閣僚 しているジャカルタベースでの各種調整に対応し、迅速な「レベルでのイニシアティブの発揮 情報収集・働きかけを行うことができ、効率的である。

## 有効性

ASEAN 各国常駐代表部・ASEAN 事務局関係者等と様々なレー協力強化が求められる。そのため ベルで日常的に、体系的かつきめの細かい協議、調整、意一には、この分野の諸事業を担当す 見交換,情報収集を行うことが可能となり,ASEAN の政策 ¦ るマンパワーをさらに強化すべき 形成過程により効果的に我が国の立場を反映させることが「である。(「東アジアにおける地域 できる。

#### 定量的指標等

- ASEAN は、日本の貿易額全体の る最大の投資先(1997-2007年の累
- 国間外交に加え、地域の多国間の 取組に積極的に関与・貢献してい を促し、またそれをサポートする 形で、機能的協力の充実へむけた 協力の強化」における第三者の所 見より。)

#### 審杳結果

的・経済的に極めて重要であり、 ┃ 力において、日本の立場が明確に 2015 年を目標に共同体形成に向 表明されているか (各種会議への けてジャカルタベースの常駐代 | 参加や声明の内容) 表委員会で制度作りのための調 I · ASEAN を中心とする各種地域協 整が進みつつある中、これを支援 | 力において、具体的な協力やプロ しつつ我が国の立場が反映され ┃ ジェクトが進展しているか るよう対応するとともに、最重要 パートナー国として、ASEAN 重視 の姿勢を示すためにも、代表部を 新設する必要がある。

事後的に客観的な評価・検証を行 うための評価指標、着眼点その他 の評価手法

- ASEAN は我が国にとり、政治 I・ASEAN を中心とする各種地域協

定員要求

府省名:財務省

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:国の資産・負債の適正な管理

政策目標:国有財産の適正な管理及び有効活用等

政策の概要:国の庁舎などの行政財産の効率的な活用を推進するとともに、未利用国有地等の普通財産については、有効活用の観点から、適正な管理及び処分を行う。

## 要求内容

新成長戦略における有効活用を推進するため、地域との連携を図り、地域に有益な国有財産活用に関する情報を提供するとともに、定期借地権の利用などの有効活用を推進するための要員、及び新たな監査に対する要員として、66人の増員を要求。

#### <政策評価結果との関係>

平成 21 事務年度の財務省の実績評価(22 年 6 月)において、未利用国有地等の国有財産について、「新成長戦略」における施策の実施に併せ、地域や社会のニーズに対応して積極的に活用していくこと、それに伴い、これまで売却優先であった未利用国有地の管理処分方針などを見直し、売却に加え、定期借地権を利用した貸付等も行う旨の提言が行われている。

#### 要求内容に対する説明、定量的指標等

## 必要性

- ・ 行政財産については、その効率的な活用を図るため実態監査による現状把握を行い、府省庁横断的な使用 調整により有効活用を促進し、普通財産については、その有効活用を図る観点から、適正な管理、処分を行 う必要がある。
- ・ また、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)においては、①「定期借地権」を活用した介護施設等への未利用国有地の貸付け(2010年度運用開始)、②子育て支援施設への未利用国有地の定期借地権を活用した貸付けや庁舎・宿舎の空きスペースの貸付け等、③地域や社会のニーズに対応した国有財産・独立行政法人保有財産の有効活用等により「医療・介護サービスの基盤強化」、「待機児童の解消」、「社会資本の戦略的な新設・維持管理」という政策目的実現への貢献が求められている。

## 効率性

- ・ 平成 20 年度末時点における公用・公共用利用予定分等を除いた売却が適当な財産については、平成 21 年度中に全て入札に付すとともに、新規に引き受けた物納財産についても、公用・公共用利用未利用地等を除き、1年以内に全て入札に付している。隣接地との境界の一部が未確定となっている財産等についても、その現状を明示した上で入札(瑕疵明示売却)に付すよう努めることなどにより、売却を進めている(平成 20 年度未利用国有地等(財務省所管一般会計所属普通財産)の契約件数 1,035 件→21 年度 1,104 件。平成 20 年度物納財産を引受け後、1年以内に入札に付した割合 100.0%→21 年度 100.0%)。
- ・ 一般競争入札、旧里道・旧水路及び権利付財産の管理処分事務、取得時効に関する処理業務のうち定型的

## 審査結果

 未利用国有地等 の国有財産につい て、「新成長戦略」 における施策の実 施に併せ、地域や 社会のニーズに対 応して積極的に活 用していくため、 定期借地業務、家 庭的保育(保育マ マ)業務、各省各 庁所管普通財産実 態監査(現地監査) 等に必要な要員と して、58人の増員 を認めることとし た。

## 事後的に客観的な評価・検 証を行うための評価指標、 着眼点その他の評価手法

- ・ 定期借地の実施状況 (平成 23 年度 : 目標 145 件)
- 合同宿舎における家庭 的保育(保育ママ)の実 施状況 (平成23年度:目標261 件)
- ・ その他、以下の指標に 基づき検証
- \* 各省各庁所管普通 財産実態調査(現地監 査)その他の監査の実 施状況
- \* 未利用国有地・空きスペースの創出の状況
- \* 未利用国有地等の 売却結果の状況(入 札、契約の件数等)

# 博・定員要求への反映 - 却 提 | ||必|

[価結果

の

な業務、地方公共団体への売却等に係る鑑定評価及び合同宿舎の施設改修工事の設計・監理については、会計法令により国自らが行わなければならない事務を除き、100%の外部委託を目標にしている(平成 20 年度 97.9%→平成 21 年度 99.2%)

## 有効性

・ 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)においては、①「定期借地権」を活用した介護施設等への 未利用国有地の貸付け(2010年度運用開始)、②子育て支援施設への未利用国有地の定期借地権を活用した貸付けや庁舎・宿舎の空きスペースの貸付け等、③地域や社会のニーズに対応した国有財産・独立行政法人保有財産の有効活用等を通じて、2020年度までに「医療・介護分野のセーフティネット充実による将来不安の緩和」、「すべての子どもに保護者の就労形態等による区分なく質のよい保育環境の整備」、「社会資本ストックの効率的・戦略的な新設・維持管理の実現」等を実現すべきとする成果目標が掲げられてる。 府省名: 文部科学省

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:科学技術の戦略的重点化

政策目標:環境・海洋分野の研究開発の重点的推進

政策の概要:気候変動問題や海洋資源・エネルギー確保の問題等、環境・海洋分野の諸問題は、人類の生存や社会生活と密接に関係していることから、これらの諸問題を科学的に解明し、国民生活の質の向上と安全を図るための研究開発成果を生み出す。このうち、特に海洋分野については、「海洋基本計画」を踏まえ、海底熱水鉱床やコバルトリッチクラストなどの海洋資源開発に資する基盤的なセンサー等の技術開発を実施することで、海底熱水鉱床等の探査技術開発を推進する。

Tile Tile Tile Tile Tile Tile Tile Tile	要求内容 海洋資源に関する技術開発等の推進に必要な体制の強化を 開発担当) 1人及び海洋資源技術開発係長1人を要求する。	・図るため、課長補佐 (海洋資源技術	審査結果	事後的に客観的な評価・検証を行 うための評価指標、着眼点その他 の評価手法
政策評価結果の機構			海底熱水鉱床等に含まれるレアメタルの自主開発等に向けた 海洋資源探査活動を加速させる ための要員として、補佐1人及び	〇我が国の排他的経済水域における、当該探査技術等を用いた探査・調査可能水域の拡大状況
横横	要求内容に対する説明	定量的指標等	海洋資源技術開発係長1人の増	〇我が国の排他的経済水域にお
定	必要性		員を認める。	ける、当該探査技術等を用いた
定員要求	自ら安定的な海洋資源の供給源の確保を図る上で、我が	〇自律型無人探査機(AUV)及び遠		海洋資源量の把握状況
安	国周辺海域における海底熱水鉱床等の賦存状況把握に向け	隔操作無人探査機(ROV)の開発		
\ \hat{\pi}	た探査技術等の開発・実証は喫緊の課題であり、海洋分野	の進捗状況		
反	の研究開発を推進していく上での必要性は極めて高い。			
映	効率性			
	海洋資源に関する探査技術等の高度化により、我が国周			
	辺海域の海底鉱物資源の効率的・広域的な探査や調査等が			
	可能となり、海洋資源量把握の加速が期待できる。			
	有効性			
	我が国の排他的経済水域は世界第6位の広さを誇るもの			
1	の、従来の技術では十分な探査や調査が行うことができな	·		
	い水域が存在する。そのような領域を減らす上で、海洋資			
	源に関する探査技術等の高度化は極めて有効である。			

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:労働者の健康確保対策の充実を図ること。

政策目標:労働者の健康確保対策の充実を図ること。

政策の概要:メンタルヘルス不調の予防から休業者の職場復帰に至るまでの事業場に対するきめ細かな支援を行うことにより、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図る。

## 要求内容

〇職場におけるメンタルヘルス対策の実施体制の強化に伴う増 地方労働衛生専門官 49人

## 要求内容に対する説明

## 必要性

職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労 働者は約6割に達し、精神障害等による労災認定件数は高! 止まりしている。また、自殺者は12年連続3万人を突破し ているが、そのうち約3割が労働者となっており、職場の : ※5 年に一度の調査のため H19 年 メンタルヘルス対策に対する必要性はますます高まってい ると考えられる。

## 効率性

職場のメンタルヘルス対策の重要性が高まる中で、実施 体制を強化することにより、事業場に対するきめ細やかな 指導・支援が図られ、制度が効率的に運用されることとな る。

## 有効性

メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合を平 成24年度までに50%とすることを目標として取り組んでい る。また、新成長戦略において、2020年までの目標として 「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合 100%」を掲げている。アウトカム指標の最新の数値が得ら れていないが、目標達成に向け、労働政策審議会建議(平 成 22 年 12 月)を踏まえ、職場におけるメンタルヘルス対 策を推進することとしている

#### 定量的指標等

・職業生活において強い不安、悩 み、ストレスを感じる労働者の 割合

H19:58.0%

の数値のみ

精神障害等による労災認定件数

H17:127

H18:205

H19:268 H20:269

H21:234

メンタルヘルスケアに取り組ん でいる事業所割合

H19:33.6%

※5 年に一度の調査のため H19 年 の数値のみ

## 審杳結果

認めた。

現下のメンタルヘルスに関す る社会情勢等を踏まえ、個別事業 場に対する個別具体的な指導の 段階に移行することが求められ ているところである。今後は、 個々の事業場に出向き、各事業場 の実態を把握・確認の上、それを 踏まえて、メンタルヘルス不調の 予防、不調者の早期発見・早期対 応、休職者の職場復帰など事業場 の実態に応じたきめ細かな指導 を実施することが必要となるこ とから、現行の配置数と業務量を 勘案して、地方労働衛生専門官4 5人を認めた。

## 事後的に客観的な評価・検証を行 うための評価指標、着眼点その他 の評価手法

- ○地方労働衛生専門官45人を┃・職業生活において強い不安、悩 み、ストレスを感じる労働者の 割合
  - 精神障害等による労災認定件数
  - メンタルヘルスケアに取り組ん でいる事業所割合

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:企業年金等の健全な育成を図ること

政策目標:企業年金制度等の健全な育成を図ること

政策の概要:〈目的等〉企業年金等の制度改善を行うことにより、企業年金等の健全な育成を図る

〈根拠法令等〉厚生年金保険法 国民年金法 確定給付企業年金法 確定拠出年金法

# 果 മ 機 反

## 要求内容

〇課長補佐、企業年金資産運用専門官

・資産運用に対する実態把握 ・個別の企業年金に対する指導方針の策定 ・地方厚生局に対 する指導等 ・ガイドラインの見直し ・現行法令の見直し ・新たな上乗せ年金制度の運用 に関する検討

## 定量的指標等

〇企業年金等の加入者(万人)

H17 H18 H19 H20 H21 1. 167 1. 248 1. 329 1. 419 1. 517

## 審査結果

〇企業年金資産運用専門官1人 を認めた。

世界経済の急速なグローバル 化の進展等に対応するためのガ イドラインの見直し、個別企業年 │○確定給付企業年金の規約件数 金への指導方針の策定、新たな上 体制及び運用手法等の検討等をⅠ数 行う担当として、企業年金資産運 用専門官1人を認めた。

## 事後的に客観的な評価・検証を行 うための評価指標、着眼点その他 の評価手法

〇企業年金等の加入者数 (確定給付企業年金、確定拠出年

金、厚生年金基金、国民年金基金 の各加入者数)

## 効率性

ていく必要がある。

必要性

国費の負担増を伴うものではなく、企業年金等の制度改 善を行うことで魅力的な制度を用意し、事業主や従業員に 実施・加入してもらうことで、老後の所得確保に向けた自 主的な努力を促すことにより、効率的に国民の老後の所得 保障の充実を図る目的を果たしている。

要求内容に対する説明

少子高齢化が進展する現状において、国民の老後の所得

保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後増

していくものと考えており、制度の健全な育成を図ってい

くことは非常に重要である。このため、経済情勢や制度の

運営状況に応じた制度改善のニーズを把握の上、今後とも

企業年金等の普及促進を図るために必要な制度改正を図っ

## 有効性

企業年金等の加入者は増加傾向にあり、企業又は従業員 の自主的な努力によって、老後の所得確保が図られている 者が増加していることから、本施策は有効である。

乗せ年金制度における資産運用 ┃ 〇企業型確定拠出年金の規約件

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

政策目標:〇画期的な医薬品、医療機器等に係る研究開発の促進、治験環境の整備等を図ること 〇医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握すること

〇後発医薬品の使用を促進すること 〇取引慣行の改善による公正な競争を実現するとともに流通の効率化等を促進すること

政策の概要:〈目的等〉「平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にする」(医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム(H19.5厚生労働省))ことを目標 に、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するという観点から、広く後発医薬品の普及、啓発等を行う。

〈根拠法令等〉薬事法 医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム 等

政策
策評価結果
不の機構
・定員要求
への反映

## 要求内容

#### ○後発医薬品使用促進専門官

- 安定供給のための企業への指導
- ・安心使用の促進に関する医療関係者、一般国民への普及啓発
- ・都道府県への委託による後発医薬品安心使用促進協議会との連携
- ・新規後発医薬品の保険導入のための検討・調整
- ・後発医薬品の規格揃え・効能整備に関する企業への指導

要求内容	に対す	る	説明
------	-----	---	----

## 必要性

後発医薬品に対する信頼性については、現場の医療関係 者等から品質・供給体制・情報提供体制等に対して不安を 感じるとの回答が多く、必ずしも高いとは言えない状況。 患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用すること ができるよう品質確保や安定供給等に関し、国等がより一 層の取組を行う必要がある。

#### 効率性

後発医薬品について、その使用の促進のためには、患者や医療関係者の理解を得ることが重要であるため、医師、薬剤師、業界関係者、保険者、市民団体等多様な構成からなる都道府県協議会での検討を踏まえて事業の計画・実施を行う。

#### 有効性

市場シェアが着実に拡大していることから、後発医薬品の使用促進に係る取組の有効性が認められている。

## 〇後発医薬品の市場規模

- 数量全体に占める割合 H17 H18 H19 H20 H21 17.1% 16.9% 18.7% - 20.2%

定量的指標等

金額全体に占める割合
 H17 H18 H19 H20 H21
 5.2% 5.7% 6.6% - 7.6%

#### 審杳結果

## 〇後発医薬品使用促進専門官 1 人を認めた。

これまで事務担当の後発医薬 品使用促進専門官により、患者を 医療関係者に対し、後発医薬境を 安心して使用するための環境を 整備してきたところ、技術担当の また。しな場合には、技術担しして きた。しかし、後発医薬的 達に係る新たな技術の はに係る新たな技術担当の はにの常務が飛躍的に増大して しており、技術担当の職員の職 員の常務が飛躍的に増大して と図るため、後発医薬品使用促進 専門官1人を認めた。

## 事後的に客観的な評価・検証を行 うための評価指標、着眼点その他 の評価手法

#### 〇後発医薬品の市場規模

- 数量全体に占める割合
- ・金額全体に占める割合

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

政策目標: 〇医療計画に基づく医療連携体制を構築すること 〇救急医療体制を整備すること 〇周産期医療体制を確保すること 〇小児医療体制を整備すること 〇災害医療体制を整備すること 〇へき地保健医療対策を推進すること 〇病院への立入検査の徹底 〇医療法人等の経営の安定化を図ること 〇病院における温暖化対策の推進

政策の概要:〈目的等〉国民の医療に対する安心と信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等を通じて、地域全体で、発症から急性期、 回復期を経て在宅等生活の場に復帰するまで切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

〈根拠法令等〉医療法 消防法 救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法

	要求内容			事後的に客観的な評価・検証を行
	〇地域医療における医師確保及び医療連携の推進のための何	▶制整備の強化を図るため、医師確	審査結果	うための評価指標、着眼点その他
政	保対策専門官を要求			の評価手法
策			〇医師確保対策専門官1人を認	〇在宅で死亡する者の数
政策評価結果の機構	要求内容に対する説明	定量的指標等	めた(ただし、5年後見直しと	
果	必要性	〇在宅で死亡する者の数(人)	する。)。	〇心肺停止の一ヶ月後の生存
の   機	地域医療の確保を図るための医師確保対策については、これまでにも地域医療再生計	(H17) 132, 702 (H18) 131, 854		率・社会復帰率
構	画の実施、医学部入学定員の増、臨床研修制度の見直し等をはじめとした様々な取組を	(H19) 136, 437 (H20) 144, 771	地域医療の確保を図るため、一	
定	行ってきたところであるが、未だ医師の地域偏在、診療科偏在を解消するには至ってお		層の医師確保対策を推進してい	〇周産期死亡率
定員要求	らず、一層の医師確保対策を推進していく必要がある。	〇心肺停止の一ヶ月後の生存率・	く必要があり、今後は、必要医師	
	・このような状況の中、平成22年度に全国統一的な方法で地域別・診療科別必要医	社会復帰率	数実態調査の分析等により、医師	〇幼児(1~4歳)死亡率
<b>^</b> 0	節数の実態等を把握したところであり、この調査結果を踏まえた新たな観点からの医師	(生存率)(社会復帰率)	確保対策を一層効果的に推進し	
反映	確保対策の企画立案及び推進	(H17) 7.2% 3.3%	ていく必要がある。	
^^	・平成23年度より、地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に医師	(H18) 8.4% 4.1%	また、地域医療に従事するキャ	
	不足病院への医師の配置等を行うため、都道府県に「地域医療支援センター」を設置す	(H19) 10.2% 6.1%	リア形成支援と一体的に医師不	
	ることとしているが、当該「地域医療支援センター」が円滑に設置・運営されるように	(H20) 10.4% 6.2%	足病院への医師の派遣調整・あっ	
	都道府県との調整等の実施		せん(無料職業紹介)等を行う「地	
	等を行うため、医師確保対策専門官が必要である。	〇周産期死亡率(‰)	域医療支援センター(仮称)」を	·
	効率性	(H17) 4.8 (H18) 4.7	都道府県に設置・運営を実施する	
	医師確保対策専門官を配置し、都道府県が行う医師確保対策の指導・調整・情報収集	(H19) 4.5 (H20) 4.3	ためには、現行の体制では不十分	
	等を一元的に行うことにより、医師不足等に対する効率的・効果的な政策の企画立案で		であるため、医師確保対策専門官	
	ಕಿತ್ಯ	〇幼児(1~4歳)死亡率	1 人を認めた。ただし、各地域医	
	有効性	(人口 10 万対)	療支援センターにおける活動の	
		(H17) 25.4 (H18) 24.6	活発化・恒常化の進捗をみるた	
	り、医療提供体制の整備が進み、これに伴い心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰	(H19) 22.8 (H20) 22.3	め、5年後見直しとした。	
	率の上昇や周産期死亡率の低下等が進むと考えられる。	·		

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

政策目標: 〇障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること

〇障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

政策の概要:〈目的等〉障害者に地域で安心した暮らしを支援できるよう、必要な事業を創設するほか、各自治体において障害者福祉計画に基づくサービス提供基盤の強化の 取組を図る

〈根拠法令等〉障害者自立支援法

	要求内容	· · ·		事後的に客観的な評価・検証を行
			審査結果	うための評価指標、着眼点その他
政	・障害福祉サービスに係る分析・評価に関すること ・報酬に関すること			の評価手法
策	・施設における設備基準・職員配置基準に関すること		〇評価・基準係長1人を認めた。	〇福祉施設入所者の地域生活へ
猫	・居宅支援事業の実施に係る基準に関すること		ただし、3年後見直しとする。	の移行者数
政策評価結果の	〇虐待防止専門官 ・障害者の虐待防止に関する専門的技術指導	に関すること		
の機	要求内容に対する説明	定量的指標等	障害福祉サービスの実態を適	〇グループホーム・ケアホームの
機構	必要性	定員要求に係る定量的指標は特に	切に把握、分析・評価を行うとと	月間の利用者数
定	〇新たな障害福祉サービス等の制度設計を行う際には、サービス	なし。	もに、サービスの基準を策定に取	1
定員要求	提供事業者の経営等の実態を把握するとともに、当事者の意見も		り組む専任の担当として、評価・	が評価・検証の参考になると考え
	十分に聞いた上で、必要なサービスの内容、サービスの提供体制、		基準係長を認めた(ただし、新体	る。
<b>へ</b> の	サービス提供に対する報酬などを議論することが必要不可欠であ		系への移行の状況を踏まえるた	
反映	るため、そのための体制整備は必要。		め、3年後見直しとした。)。	
	○障害者に対する虐待は、障害者の人権を著しく侵害することは		·	
	もとより、その自立や社会参加にも深刻な影響を与えることが懸		〇虐待防止専門官1人を認めた。	
	念されるため、その防止のための体制整備は必要。			
	効率性		平成23年度以降、障害者虐待	-
	〇現状を踏まえた見直し等により、障害福祉サービスの適切な提		防止の制度化により、虐待防止施	
	供の円滑化が図られるものと期待できる。		策の企画立案、虐待事例の検証、	
	○障害者虐待防止にかかる啓発等により地方自治体の取組が推進		対処方法に関する調査研究、虐待	
	されることが期待される。		防止マニュアルの作成等の実施	
	有効性		が必要となってくるが、現行の体	
	障害者の地域生活への移行を進めるための環境整備として有効で		制では、障害者の虐待防止を専任	·
	<b>ಹ</b> る。		で行う者がおらず、対応が困難で	
			あるため、虐待防止専門官1人を	
	·		認めた。	

府省名:農林水産省

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:意欲と能力のある担い手の育成・確保

政策目標:意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

政策の概要:効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立する。

## 要求内容

23 年度から本格実施予定の戸別所得補償制度について、制度の普及推進・指導、交付金の単 価の算定、交付金支払い事務及び交付金システムの管理・運営等の所要の事務を統括し、制度 運営の司令塔となる組織を設ける必要がある。このため、従来から、戸別所得補償制度に係る 業務と親和性の高い水田・畑作経営所得安定対策の総括事務及び交付事務を担ってきた経営局 経営政策課経営安定対策室に戸別所得補償制度に係る事務を担当させることとし、その所要の 体制を整備するために担当課長補佐2人及び担当係長7人の計9人の増員を要求する。

#### 要求内容に対する説明

#### 定量的指標等

## 必要性

策評価結

Ó

機構

定

資要

食料自給率の向上や食料の安定供給のためには、戸別所得補 償制度の導入により、意欲あるすべての農業者が農業を継続で きる環境を整備する必要があり、そのための体制整備が必要で ある。

## 効率性

現場の主体的判断を尊重した多様な努力・取組を支援するな「②農地面積のうち法人経営 ど、戸別所得補償制度と各般の施策を組み合わせて一体的に推りが担う面積の割合 進することにより地域農業の担い手の育成・確保を図ることが :・基準値:3%(17年度) 政策目標を達成するためには、最も効率的である。これまでの 施策の実施結果を踏まえ、必要最少限の人員を要求している。

## 有効性

これまでの施策においては、「望ましい農業構造の実現」を ・ 基準値:11%(21年度) 目指し、一部の農業者に施策を重点化して集中的に実施する手 - 目標値:2割程度(32年度) 法を採用していたところであるが、それだけでは、地域農業の 担い手を育成するという目的を充分に達成することができな かった。よって、戸別所得補償制度の導入により、意欲あるす べての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、各 般の施策の実施により各々の創意工夫を活かしながら地域農 業の担い手として継続的に発展する取組等を推進することと する。このことにより、販売農家が担う農地面積については、

## ①農地面積のうち販売農家 が担う面積の割合

▪ 基準値:71%(うち主業農| 家 38%) (21 年度)

・目標値:7割程度(うち主業) 農家 4 割程度) (32 年度)

目標値:1割程度(32年度) ③農地面積のうち集落営農 が担う面積の割合

## 審査結果

1 意欲あるすべての農業者が農業を継 続できる環境を整備するため、平成 23 年度から戸別所得補償制度が本格実施 されると、制度の普及・啓発事務や、 交付金の支払い、交付金単価の算定の 業務のほかに、関係機関との連絡・調 整業務や地方支分部局への指導・助言 などといった新たな業務が見込まれる としていたが、査定時点では制度の詳 | 営、2 割程度が集落営農に 細が一部固まっていない部分(交付単 価を毎年度見直すかどうかなど)もあ り、年間を通じた恒常的な業務量が一 部不明確であった。

- 佐2人及び担当係長7人の計9人のう ち、価格変動補てん班を除く課長補佐 1人及び係長5人の計6人について、 増員を認めることとした。
- 4 なお、戸別所得補償制度導入以前は、 一部の農業者に施策を重点化するため に平成19年度より水田・畑作経営所得 | 策評価書により確認し、当 安定対策(品目横断的経営安定対策) が実施されており、その体制整備のた めの増員を措置(平成20年度から品目 横断的経営安定対策から水田・畑作経 営所得安定対策へ移行した際には、制

事後的に客観的な評価・検 証を行うための評価指標、 着眼点その他の評価手法

平成22年3月に「食料・ 農業・農村基本計画」と併 | せて策定した 「農業構造の 展望」において、平成32 年には経営規模の拡大等 |により農地の7割程度が販 売農家(うち4割程度が主 |業農家)、1 割程度が法人経 よって担われることを踏 まえ、意欲ある多様な農業 者による農業経営を育成 することによってこの構 3 このため、要求のあった担当課長補【造展望の実現を図ること とし、農水省では、「農地 面積のうち販売農家、法人 経営、集落営農が担う面積 の割合」を指標として設定 している。これら指標の動 向を農水省の毎年度の政 該施策の有効性について 検証する。

現状の趨勢のままでは、21 年の約7 割から32 年には約6 割まで減少すると見込まれているところ、32 年の目標として7割程度を維持することになることなどから、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保を図るための有効な施策である。戸別所得補償制度の実施により期待される効果が得られるためには、増員による体制整備が必要不可欠である。

度の普及推進・指導、交付金の単価の 算定等に対応するため、本省に2人増 員。また、現地での加入受付や審査事 務等に対応するため、これまでに全国 で 245 人増員等) していることから、 これまでの増員の検証も行った。その 結果、従来の測定指標である「農業経 営改善計画の認定数」などの実績値は、 向上しているほか、20 年度から新たな 税制特例措置として農業経営基盤強化 準備金制度が本格実施されたことに伴 う本制度の適用を受けようとする認定 農業者等からの申請に基づく証明事務 の増加に対しても、現行実施体制で行 っているなど、これまでの増員の有効 性(施策の有効性)も認められた。

府省名:経済産業省

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:產業人材政策

政策目標:人口減少社会に突入する中で、産業界、教育界、地域社会、さらには国外も含めて、優秀な人材を育て活かしていくための環境整備を進め、イノベーションを生み 出す人材を多く輩出し、就業者一人当たりの生産性向上を図る。

政策の概要:「人財立国」の実現に向けて、一人当たりの生産性の向上(就業者一人当たりGDPの向上)を目標に掲げ、それに向けて、(1)産学の対話に基づく連携した人 材育成、(2)国際社会と協働した人材育成(人材の国際循環)を行うとともに、(3)多様な人材が企業で活躍できる環境の整備、の3つの観点から環境整備を図る。

## 要求内容

少子高齢化、グローバル化の進展の中、我が国の雇用・人材育成を取り巻く環境は急速に変化 してきている。このような中、グローバルで活躍するために必要な語学力と国際経験を持つ人材 が、我が国において決定的に不足しており、若者のグローバル意識も低下している。このため、 特にグローバル人材育成を通じた人材力強化のための施策を検討・実施する必要があり、今後業 務が一層増加することが予想されることから、海外企画担当の課長補佐1人及び係長1人を要求 する。

## 要求内容に対する説明

## 必要性

行政が関与し、産業界と学校側との円滑なコミュニケー! えている度合 ( I M D 国際競争力 | ションと協働関係の確立をはじめ、多様なステークホルダ ーに課題の明確な認識と克服に向けた行動を促し、社会全 体での人材育成が自律的に進んでいくよう、大きな方向付「留学生及び就学生からの日本企業」 けを与える政策的な仕組みを整備することが必要である。

## 効率性

長期的な視野にたって、地域や産業界等による自律的か つ持続的な人材育成・確保の仕組みが構築されることを目 標としているため、初期段階のみのコスト負担に対して、 国からの支援終了後も長期にわたる政策効果が見込める。

## 有効性

企業に対しての人材マネジメントのあり方の提案や産学 連携による留学生向け実践教育の導入を行うとともに、産 業技術人材育成支援事業やジョブカフェによるネットワー ク構築等を行っており、両者の相乗効果によって、社会全 体で自律的に必要な産業人材を生み出していくための仕組 みが確立するものと期待され、政策効果は高いと考える。

## 定量的指標等

学校教育が経済社会のニーズに応 調杳)

への就職者数

ジョブカフェによる就職決定者数

## 審杳結果

少子高齢化、グローバル化の進↓・「学校教育が経済社会のニーズ 展の中、我が国の雇用・人材育成 を取り巻く環境は急速に変化し てきており、現状では、そのよう な環境の変化が起きているにも かかわらず、グローバルで活躍す るために必要な語学力と国際経 験を持つ人材が決定的に不足し ており、若者のグローバル意識も 低下してきている。

このような中、平成22年6月 18日に閣議決定された新成長 戦略においては、「21世紀の復 活に向けた21の国家戦略プロ ジェクト」の中で、グローバル人 材の育成施策が非常に重要な位 置付けとなっている。

現在の体制ではグローバル人 材の育成に関する施策を検討・実 施していくこと対応することが 困難であると認められることか ら、課長補佐1人、係長1人の増 員を認めた。

事後的に客観的な評価・検証を行 うための評価指標、着眼点その他 の評価手法

- に応えている度合(例えば、1 MD国際競争力調査)」の引き 上げ
- ・留学生及び就学生からの日本企 業への就職者数の引き上げ
- ・現下の厳しい雇用情勢を踏まえ つつジョブカフェを介した就 職決定者数の維持・向上

政策評価結果の機構・ 定員要求 反 府省名:国土交通省

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的: 津波被害の防止・軽減

政策目標:津波警報等の精度向上及び迅速化

政策の概要:新たな津波評価・解析装置の導入及び精度の高い津波警報等の発表を行うための体制強化

政	要求内容  津波防災業務担当職員		審査結果	事後的に客観的な評価・検証を行 うための評価指標、着眼点その他 の評価手法
政策評価結果の	気象庁本庁 4人 管区気象台・沖縄気象台 10人		津波被害の防止・軽減に重要な 役割を担っている津波警報等の 精度向上及び迅速化のため、気象	○平成23年度に学識経験者から 構成される「津波予測技術に関 する勉強会」の知見を得なが ら、事後検証を実施予定。
の機構・定員要求への反映	要求内容に対する説明  必要性 精度の高い津波警報等の発表は、適切な避難指示、被災海域の救援・救助活動、復旧活動の早期開始に寄与する。  効率性 新たな津波評価・解析装置の導入コストが2.3億円であるのに対し、現行の地震津波監視システムの改修コストは13.1億円と見込まれ、同一効果に対しコスト面で効率的である。  有効性 新たな津波評価・解析装置の導入は、津波予測データベースと各潮位観測地点の津波実況データを効率的に解析し、津波警報等の精度向上及び予測時間の短縮に直結する。	定量的指標等  ○津波予測シミュレーションに要する時間(目標:現行24時間を8時間以内に短縮。目標年度:平成23年度)	庁本庁3人(津波予測データベース拡充、シミュレーション技術向上等)、管区気象台・沖縄気象台10人(地域における過去の津波データ・被害状況調査、地方自治体のハザードマップ作成への技術的支援等)を措置する。	り、争仮快祉で夫爬下疋。

府省名:国土交通省

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯の増加に対応し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保する。

政策目標:少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の推進

政策の概要:高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保に向け、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービ ス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、その供給促進のため、整備費等に対し支援を行う。

				主义是是曾知是4.55年 14
	要求内容			事後的に客観的な評価・検
	- 高齢者等居住支援課(仮称)の新設		審査結果	証を行うための評価指標、
政策評価結果の機構・定員要求への	・ 高齢者等住宅対策に係る事務等の強化に伴う増2人			着眼点その他の評価手法
			新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日、閣議決定)で	高齢者人口に対する高齢
	要求内容に対する説明	定量的指標等	は、「民間事業者等による高齢者向けのバリアフリー 化された賃貸住宅の供給促進等に重点的に取り組む」、「急増する高齢者向けの生活支援サービス、医療・福祉サービスと一体となった住宅の供給を拡大	者向けの住まいの割合
	必要性	「国土交通省成長		
	でろう    サービス付きの住宅の供給は、欧米各国に比べて立ち後	戦略」(平成 22 年 5 月 17 日)において、2020		
	れているのが現状であり、高齢者が安心して暮らすことが			
			する」としている。	
	できる住まいの確保に向け、その体制整備が必要である。 	年を目途とした戦略	このため、高齢者の居住の安定確保に関する法律	
		目標として、「高齢者 人口に対する高齢者 向けの住まいの割合 を欧米並み (3~ 5%)とする」ことと している。 現状(2005年)では、 この割合が 0.9%に留 まっており、対応が立	(平成 13 年法律第 26 号)を改正(平成 23 年 4 月	
	効率性		28 日公布)し、サービス付き高齢者住宅の登録制度	
の反	建設・改修費に係る助成費用を要するものの、サービス		   の創設、基準の作成・運用、制度改正に伴う新たな	
映	付き高齢者向け住宅の建設等を促進し、高齢者が住み慣れ		支援制度の執行、見守り等のサービスの実効性を担	
	た地域で安心して暮らすことができるという観点から、助		保するための指導・監督に係る措置を行うこととし	
	成を行わない場合と比べ、著しく効果がある。		ており、厚生労働省、業界団体等との緊密な連絡調	
	有効性		整等の業務が増大することから、これらを的確に実	
	   高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合の増大に		施する体制を整備する必要がある。	
	   寄与し、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な			
	住宅ストックの形成に資するものであるため、本施策は有	ち遅れている。	このような状況を踏まえ、新たに住宅局に高齢者	
1	対である。		等居住支援課(仮称)の設置を認めるとともに、高	
			齢者等住宅対策に係る事務等の強化に必要な定員を	
			2名認めた。	

「高齢者等居住支援課(仮称)」の名称については、法制局審査等を踏まえ、「安心居住推進課」に変更となった。

府省名:環境省

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:地球温暖化対策の推進

政策目標:家庭・業務部門における温室効果ガス排出両の大幅な削減を行い、温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減する中期目標達成のための一助とする。

政策の概要:家庭用低炭素機器の導入支援、環境コンシェルジュ制度の創設・運営、地域における実行計画の策定支援、及び住宅建築物の低炭素化の推進に関する業務を実施 することにより、家庭・業務部門における温室効果ガス排出量の削減を図る。

## 結果 の 機 構 定員

## 要求内容

温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減する中期目標を達成するためには、家庭・業務部門にお ける大幅な削減が必要となっており、家庭用低炭素機器の導入支援、環境コンシェルジュ制度の 創設・運営、地域における実行計画の策定支援、及び住宅建築物の低炭素化の推進に関する業務 を実施するための、課長補佐1人、係長2人及び低炭素型住環境専門官1人を要求する。

#### 要求内容に対する説明

## 必要性

京都議定書に定められた温室効果ガス 6%削減約束を確 実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民、 それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、そ「業務その他部門の床面積当たりの の特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。コン! 二酸化炭素排出量 [kg-C02/㎡] シェルジュ制度の導入等は、事業者・国民が排出削減を行 うのに有効な手段となりうる。

## 効率性

今回の政策は、家庭・業務部門における温室効果ガス排 出量の削減を図るものであり、6%削減約束の達成に直接の 効果のある、効率的な政策と考えられる。

## 有効性

京都議定書目標達成計画の進捗状況によれば、大半の対 策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであり、今 回の政策についても、京都議定書目標達成計画をさらに進 めるものであり、有効性の高いものと考えられる。

## 定量的指標等

1世帯当たりの二酸化炭素排出量 [kg-C02/世帯]

## 審杳結果

を達成するための道筋の絵姿を 【量 [kg-C02/世帯] の削減 示した「地球温暖化対策に係る中 は、家庭・業務部門において 08 年比で約半減の大幅な削減及び そのための抜本的な施策の転換 が求められている。

こうした中、2010年6月に閣議 決定された「新成長戦略」におい て、各家庭にアドバイスをする 「環境コンシェルジュ制度」の創 設が位置付けられたところ。

そのため、具体的には、コンシ ェルジュの教育カリキュラムの 策定、診断マニュアルの策定、実 施機関の準備等、環境コンシェル ジュ制度の創設のために様々な 業務が発生する見込みであり、 必要最小限の要員として2名の 増員を認める。

事後的に客観的な評価・検証を行 うための評価指標、着眼点その他 の評価手法

- 1990 年比 25%削減の中期目標 ┃ 1 世帯当たりの二酸化炭素排出

長期ロードマップの提案~環境┃業務その他部門の床面積当たり 大臣 小沢鋭仁 試案~! の中で I の二酸化炭素排出量 [kg-C02/㎡] の削減

府省名:防衛省

## 機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的:将来のレーダ方式に関する研究

政策目標:我が国の防衛技術基盤を強化し、防衛力の質的向上を図る。

政策の概要:将来の警戒管制レーダに求められる、ステルス機・戦域弾道ミサイル(TBM)等の探知追尾性能、移設性、抗たん性、経済性等に優れたレーダ方式に関する 技術資料を得る。

## 要求内容

将来のレーダ方式に関する研究を実施するために必要なMIMO\*1レーダ技術の研究要員と して、研究室員2人を要求する。

※1 MIMO: Multi-Input Multi-Output 多入力多出力、複数の送信アンテナ及び受信アンテ ナを用いて、電波を送受信する方式

## 必要性

将来想定される我が国への脅威として、ステルス機等の低RCS目:術評価委員会による本【れらを探知追尾することが可能】する要素技術であるMIMOレ 標(注1)やTBM(注2)がある。これら脅威に対処するための探!評価に係る評価結果を 知追尾する能力の向上は、わが国への脅威の対処手段として重要であ!受け、将来の警戒管制レ る。一方、従来型のレーダは、一時に単一の電波を送受信するもので、一ダに求められる、ステー あり、これら脅威に対応するためには、装備規模拡大による空中線の「ルス機・戦域弾道ミサイ 大型化、高出力化等による探知能力の向上が必要となるが、コスト・ 整備等への負担増大や抗たん性の低下が懸念される。

要求内容に対する説明

そこで、近年研究が盛んに行われているMIMO技術をレーダに適し性、経済性等に優れたレ 用させ、多数信号合成処理技術、多数信号送受信技術を持つMIMO一一ダ方式の技術を獲得 レーダを実現することにより、装置規模を抑制しつつ、探知能力を向しする一方で、事業内容を「 上させ、コスト・整備等への負担軽減を図るため本研究を実施する必じ精査し、研究試作事業期 要がある。

この多数信号合成処理技術、多数信号送受信技術は、従来のレーダーで総経費を 2,343,857 には全くない新しい技術であるため、特化した専門技術者が必要であ! 千円から 2,283,856 千 | る。

さらに、次世代警戒管制レーダに関する技術は、防衛省特有の高度している。 な技術であり、装備化に向けて専門技術者を長期間にわたり育成し、 技術を継承していく重要性があることから、他部署からの振替による。要する要員についても、 一時的な業務分担では対応が困難である。

よって、新規に専門の技官を増員する必要がある。

(注1) RCS:レーダ反射断面積

## 定量的指標等

本年度実施された技| ル(TBM)等の探知追 尾性能、移設性、抗たん 間の効率化を図ること 円へ 60,001 千円削減し

その結果、当該事業に 必要最低限なものとな っている。

## 審査結果

今後脅威となることが見込まれ るステルス性の高い低RCS目 サイルに対処するためには、こ 発が必要不可欠である。

これらの全く新しい技術課題 の解明には、従来のレーダに関 連する技術を中心に研究開発に | 当たってきた現体制の研究要員 だけでは対応が困難であり、ま た、多数信号合成処理技術・多 数信号送信技術は互いに全く異 なる専門技術であることから、 それぞれについて研究要員の増 員が必要と認められる。ただし、 所内試験の終了時の5年後に見 直し期限を設定する。

事後的に客観的な評価・検証を 行うための評価指標、着眼点そ の他の評価手法

全ての試験が終了した時点 (平成27年度)において、事 標や高速で飛翔する戦域弾道ミ │後の事業評価を行い、本増員に より将来の警戒管制レーダに関 となるMIMOレーダ技術の開┃ーダ技術の見通しが得られたか を検証する。

政策評価結果の

(注2) TBM:戦域弾道ミサイル。通常の航空機目標に比べ、非
常に高速で飛翔する。
効率性
多数信号合成処理技術、多数信号送受信技術それぞれに特化した専
門技術者を専属で取り組むための最低限必要な要員2名を増員する
ことにより、効率的な研究の実施が確保できる。
有効性
本増員により、将来の警戒管制レーダに関する要素技術であるM I
MOレーダ技術の効率的に解明することにより、我が国の防衛技術基
盤を強化し、もって質の高い装備品の研究・開発に資することが可能
となる。